

中津川市避難マニュアル

自主防災会

坂本地区自主防災会

平成 2 9 年 月 日策定

1	地域の災害特性等	1
	(1) 災害危険箇所	
	(2) 災害時要援護者	
	(3) 一時避難場所	
	(4) ハザードマップの作成	
2	自主防災組織	2
	(1) 役職および役割	
	(2) 組織図	
	(3) 自主防災会の規約	
3	警戒すべき防災情報	3
	(1) 岐阜地方気象台の発表情報	
	(2) 中津川市防災情報	
	(3) 避難情報	
	(4) 東海地震関連情報	
4	情報収集・伝達	5
	(1) 情報収集	
	(2) 情報伝達	
	(3) 災害情報等の全体フロー	
	(4) 自主防災会情報連絡網	
5	避難行動フロー	

1 地域の災害特性等

(1) 災害危険箇所

災害の危険の恐れがある箇所の把握に努めるとともに、あらかじめ当箇所内における防災体制の確立を図る。

災害危険箇所

	茄子川地区															
	1 区	2 区	3 区	4 - 1 区	4 - 2 区	新 町 区	二 美 区	5 区	促 進 茄 子 川	促 進 中 津 川	6 区	7 区	8 区	ア ル トラ 区	エ ル ザ 区	曙 区
土砂災害特別警戒区域																
土石流	○	○					○		○	○						○
急傾斜								○				○	○			
地すべり																
土砂災害警戒区域																
土石流	○	○		○			○	○	○	○						○
急傾斜								○					○			
地すべり																
ため池危険区域・進水想定区域	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
	千旦林地区															
	9 区	10 区	11 - 1 区	11 - 2 区	12 - 1 区	12 - 2 区	12 - 3 区	12 - 4 区	13 区	14 区	15 区	16 区				
土砂災害特別警戒区域																
土石流	○											○				
急傾斜		○	○	○	○	○	○	○								
地すべり																
土砂災害警戒区域																
土石流	○	○	○									○				
急傾斜			○		○	○	○	○								
地すべり																
ため池危険区域・進水想定区域	○	○						○	○	○	○	○				

孤立集落

ID	種別	番号	名称	地区名	字名	原因	備考
	孤立集落						

その他 地域目で見た危険箇所（ハザードマップへ反映）

ID	種別	番号	名称	地区名	字名	水系名	河川名	備考

< 注 >

「坂本地区防災マニュアル」の第 1 章以外にも、地域目でみた危険箇所があったら明確にしておく。

（ 2 ）災害時要援護者（現在の状況に○をつける）

平常時から民生委員と協力し、地域内の災害時要援護者を把握するとともに、避難行動時に迅速かつ的確な避難支援及び安否確認がおこなえるよう避難支援者を選定する。

災害時要援護者台帳の作成 1 作成済 2 作成中 3 未作成

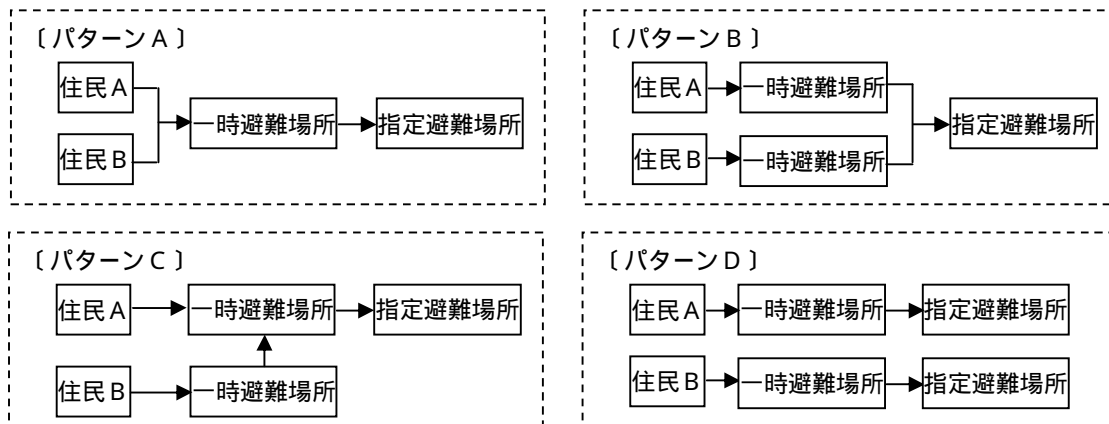
（民生委員、区長等が所持、承諾書をとっておく）

区 分	人 数	備 考
高齢者及び障がい者で支援が必要な方		

（ 3 ）避難場所及び避難所

指定避難場所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように自主防災組織ごとに一時的に集合して待機する場所として一時避難場所をあらかじめ地域で確保・指定する。（例 各クラブ等）

施設等名称	住所	管理担当連絡先	避難 場所	避難 所	災害種別ごとの適 否		
					洪水	土砂 災害	地震
坂本小学校	千旦林 1 4 6 0	0573-68-2020	○	○	○	○	○
坂本中学校	千旦林 1 3 8 6 - 1	0573-68-2021	○	○	○	○	○
中津川工業高等学校	千旦林 1 5 2 1 - 3	0573-68-2115	○	○	○	○	○
坂本北部体育館	千旦林 1 5 7 1 - 6 2	0573-68-2846	○	○	○	○	○
坂本北部運動場広場	千旦林 1 5 7 3 - 4 5	0573-68-3528	○	—	○	○	○
坂本事務所	千旦林 1 1 9 7 - 1 0	0573-68-2001	○	○	○	○	○
坂本こども園	茄子川 8 4 1 - 1	0573-68-4615	○	○	○	○	○
茄子川地域振興財団	茄子川 1 3 1 7 - 4	0573-68-3655	○	○	○	○	○
中津川公園	茄子川 1 6 8 3 - 1 0 3 1	0573-68-8005	○	—	○	●	○



(4) ハザードマップの作成

把握した災害危険箇所及び災害時要援護者等の位置をハザードマップとして作成し、迅速かつ的確な避難行動がおこなえるよう備える。

ハザードマップ記載内容

災害危険箇所 (記載済 ・ 未記載)

災害時要援護者 (記載済 ・ 未記載)

一時避難場所 (記載済 ・ 未記載)

孤立集落 (記載済 ・ 未記載)

その他 地域の中で見た危険箇所 (記載済 ・ 未記載)

(5) 飲料水・生活水の確保

大規模災害時において、水道施設が使えなくなったときに各地域で、飲料水・生活水を確保するため、既設の井戸を水道施設の復旧まで活用させていただきたく地域で検討おねがしいたします。

(平成 1 8 年から各地区で防災井戸を 5 箇所程度指定しましたが、地域では併せて活用お願いいたします。

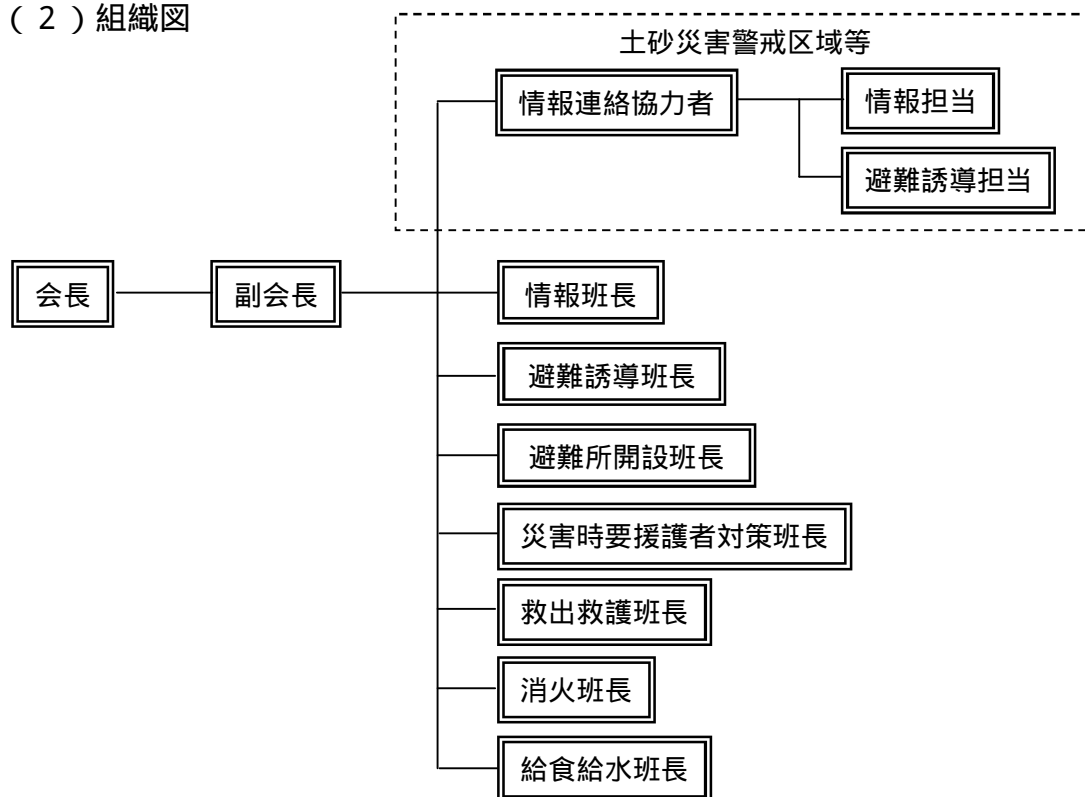
名称	地区名	飲料水	生活用水	備考
辻原白山神社	13 区	○	○	

2 自主防災組織

(1) 役職および役割

役職	平常時	災害時
会長	統括	
副会長	会長の補佐	
情報班	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握・報告活動
避難誘導班	避難路(所)・標識点検	住民の避難誘導
避難所開設班	設営準備、備蓄	避難所開設・運営
災害時要援護者対策班	要援護者把握、支援方法	避難支援
救出救護班	資機材調達・整備	負傷者等の救出、救護活動
消火班	器具点検・防火広報	初期消火活動
給食給水班	器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・ 給水活動
情報連絡協力者		危険箇所情報

(2) 組織図



（３）自主防災会の規約

坂本地区自主防災会規約 例

（名称）

第１条 この会は、坂本地区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第２条 本会の事務所は、〇〇に置く。

（目的）

第３条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、水害、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）防災活動の普及啓発

（２）地震等による被害を防ぐための活動

（３）地震等の発生時における情報収集・伝達、初期消火、避難誘導、救出救護、給食給水等の活動

（４）前号に関する訓練

（５）防災資機材等の整備

（６）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第５条 本会は、坂本区に加入する世帯をもって構成する。

（役員）

第６条 本会に次の役員を置く。

（１）防災会長 １名

（２）副会長 １名

（３）班長 若干名

(4) 監事 1 名

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

第 7 条 防災会長は本会を代表し、会務を主宰し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 班長は防災各班の長として、班の運営にあたる。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第 8 条 本会に総会及び役員会を置く。

2 総会及び役員会は防災会長が召集し、議長となる。

3 総会は全会員をもって構成し、毎年 1 回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること

(3) 活動計画に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと

5 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会への議案の提出

(2) 総会の議決事項の実施

(3) その他、役員会が特に必要と認めたこと

(防災計画)

第 9 条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

- (1) 地震などの発生時における本会の組織編成及び任務分担に関すること
 - (2) 防災知識の普及啓発に関すること
 - (3) 防災訓練の実施に関すること
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導、
防災資機材等の備蓄及び管理に関すること
 - (5) その他必要な事項
- (経費)

第10条 本会の運営に要する経費は、自治会会費その他の収入をもって充てる。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、防災会長が定める。

附則 この規約は、令和○年○月○日から実施する。

3 . 警戒すべき防災情報

(1) 岐阜地方気象台の発表情報

情報の種類		発表時期
注意報	大雨(土砂災害、浸水害) 洪水、大雪、強風、風雪 濃霧、雷、乾燥、なだれ、 霜、低温など	災害が起こるおそれがある場合
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、 暴風雪	重大な災害が起こる恐れがある場合
土砂災害警戒情報		大雨警報発表時、大雨による土砂災害発生の恐れがある場合
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表時、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測、または解析したことを発表する情報

1 時間雨量(mm)	予報用語	災害発生状況
10 以上～20 未満	やや強い雨	この程度の雨でも長く続く時は注意が必要
20 以上～30 未満	強い雨	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる
30 以上～50 未満	激しい雨	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 都市では下水管から雨水があふれる
50 以上～80 未満	非常に激しい雨	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある マンホールから水が噴出する 土石流が起こりやすい、多くの災害が発生する
80 以上～	猛烈な雨	雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要

(2) 中津川市防災情報

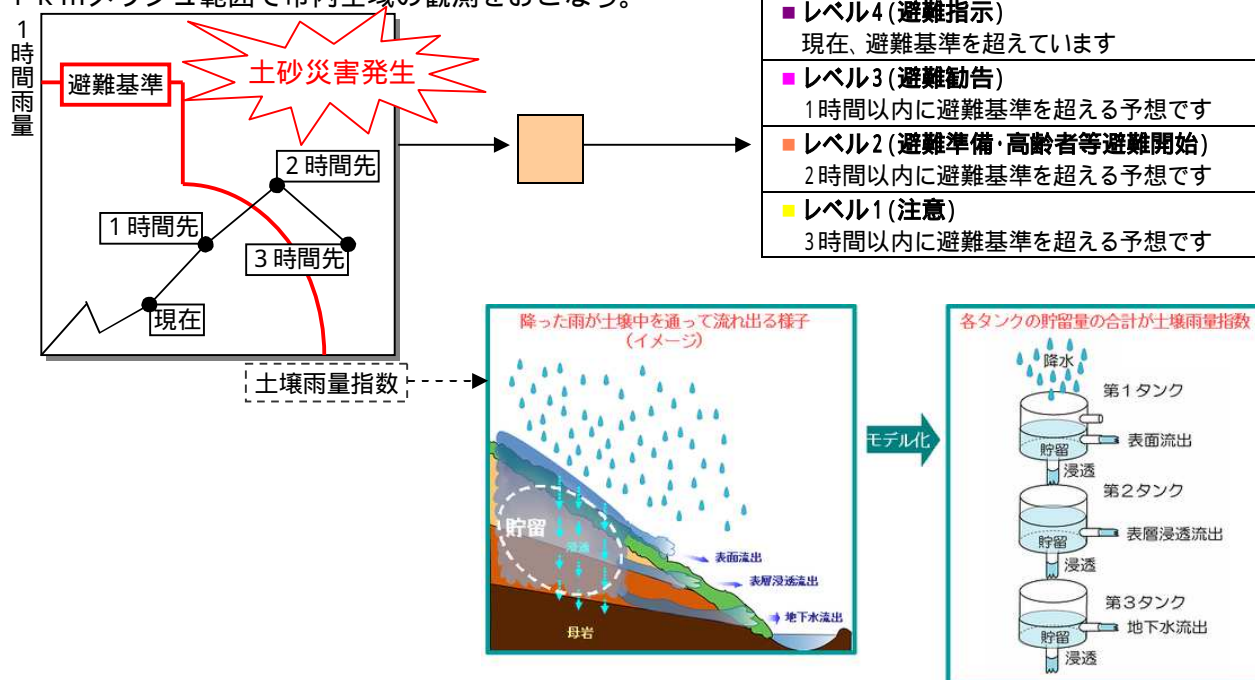
種類		配信の時期
雨量情報		市内に設置してある雨量計の計測が危険基準に到達したとき
水位情報	木曽川	水防団待機水位 7.0 m 氾濫注意水位 8.3 m 避難判断水位 8.5 m
	中津川	水防団待機水位 1.5 m 氾濫注意水位 2.0 m 避難判断水位 2.2 m
	付知川	検討中
土砂災害危険度	レベル 1 ～ 4	次のページの〔土砂災害危険度情報の解説〕を参照

土砂災害危険度情報

大雨によるがけ崩れ及び土石流の土砂災害を対象に、1 時間雨量及び土壌雨量指数の指標をもとに、降り始めから現在および3 時間先の予測までを折れ線グラフで表して土砂災害発生の危険度を判定する。

〔土砂災害危険度情報の解説〕

1 km²メッシュ範囲で市内全域の観測をおこなう。



〔土砂災害の前兆現象〕

	がけ崩れ	土石流	地すべり
前兆現象	2～3時間前 ☐ 湧水量の増加 ☐ 表面流発生	2～3時間前 ☐ 流水の異常な濁り	切迫性やや小 ☐ 井戸水の濁り ☐ 湧水の枯渇 ☐ 湧水量の増加
前兆現象	1～2時間前 ☐ 小石がぱらぱら落下 ☐ 新たな湧水発生 ☐ 湧水の濁り	1～2時間前 ☐ 渓流内で転石の音 ☐ 流木発生	切迫性大 ☐ 池や沼の水高の急変 ☐ 亀裂・段差の発生・拡大 ☐ 落石・小崩落 ☐ 斜面のはらみだし ☐ 構造物のはらみだし・クラック ☐ 根の切れる音 ☐ 樹木の傾き

(3) 避難情報

災害の危険の恐れがある場合、又は災害が発生した場合に市から避難情報が発令される。

種類	発令時の状況（発令の時期）	住民のとりべき行動
高齢者等避難準備	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階があり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 土砂災害危険度レベル 2(ピンク or 赤)	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 土砂災害危険度レベル 3（薄紫）	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況（濃紫）	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

(4) 東海地震関連情報

気象庁は、東海地震発生の前兆(地震前の異常な現象)の可能性のある現象が観測された場合は、次のとおり情報を発表します。

種類	発表の時期	とるべき行動
観測情報	観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないことがわかった場合	その後に発表される情報に対する行動方法等を確認する。
注意情報	観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合	
予知情報	東海地震が発生するおそれがあると判断した場合 直後に内閣総理大臣より『警戒宣言』が発せられる	土砂崩れの危険地域に避難勧告が発令されます。 危険地域内の住民や家屋の耐震性に不安がある住民を避難させる。

4 情報収集・伝達手段

(1) 情報収集

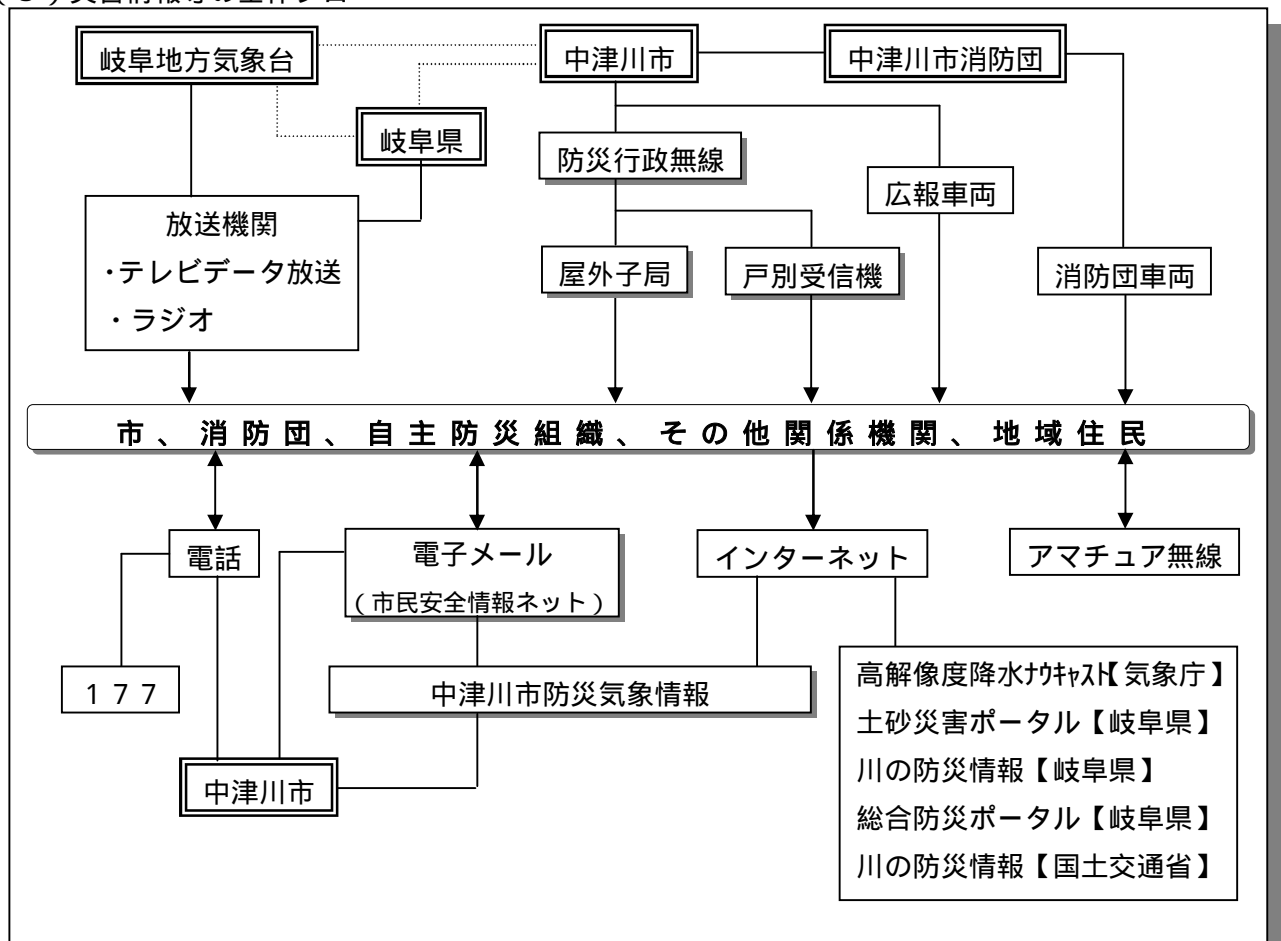
災害情報	収集手段
気象台発表情報	・テレビデータ放送、ラジオ ・電話（１７７天気予報電話サービス）

	・電子メール（市民安全情報ネットワーク） ・インターネット（中津川市防災気象情報）
中津川市防災情報	・電子メール（市民安全情報ネットワーク） ・インターネット（中津川市防災気象情報）
避難情報	・電子メール（市民安全情報ネットワーク）・防災行政無線 ・広報車両・消防団車両・インターネット（中津川市ＨＰ、ヤフー） ・電話（自主防災会長等）・テレホンサービス（電話 ０５７３-６５-０３７０）
その他防災情報	・インターネット（気象庁高解像度降水ナウキャスト、岐阜県土砂災害ポータル、岐阜県川の防災情報等）

（２）情報伝達

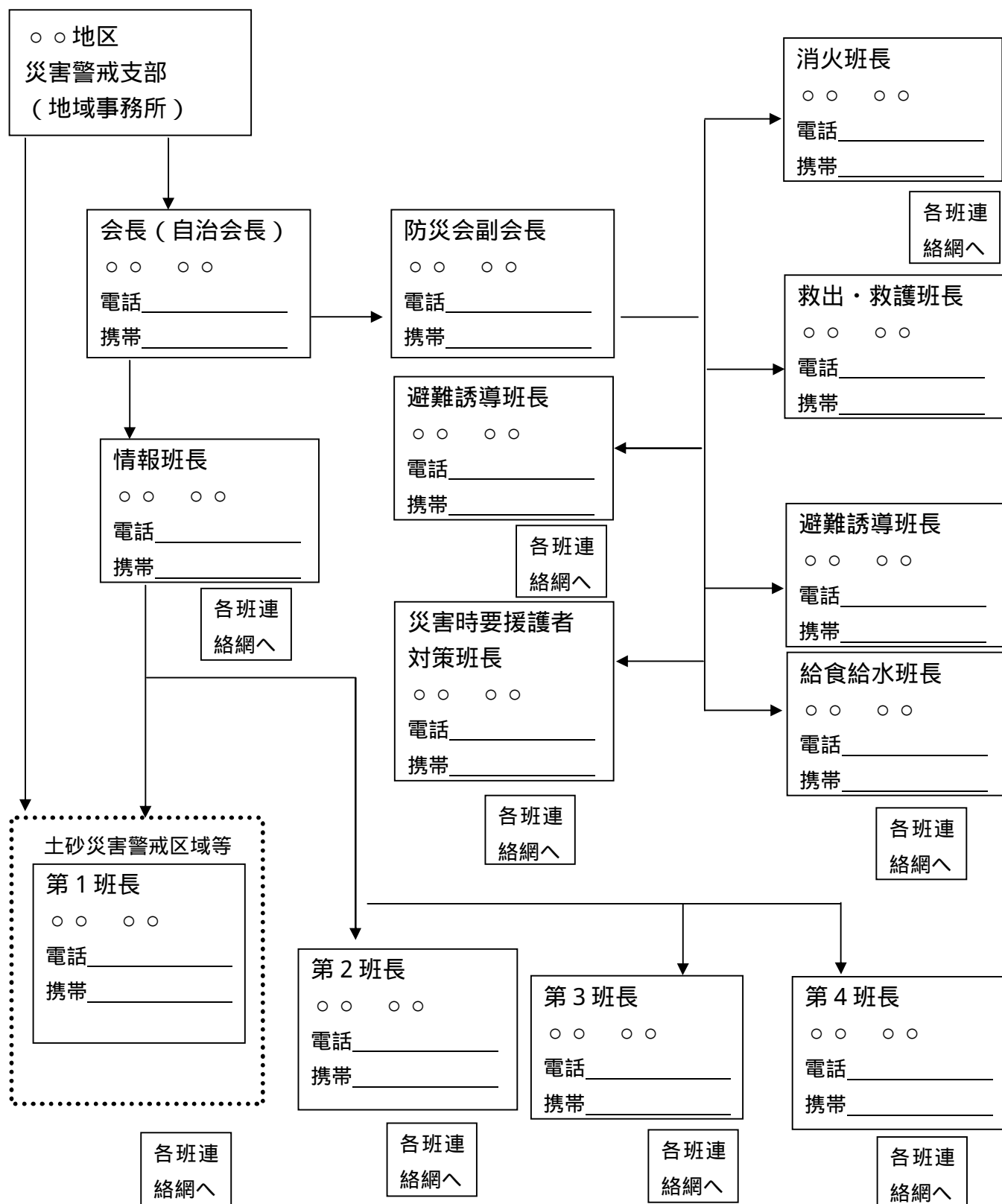
情 報	伝達手段
避難・被害状況情報	・電話 ・電子メール（市民安全情報ネットワーク） ・防災行政無線（テレホンサービス電話 ０５７３-６５-０３７０） ・インターネット（中津川市ホームページ緊急情報、ヤフー） ・テレビ（データ放送） ・アマチュア無線

（３）災害情報等の全体フロー



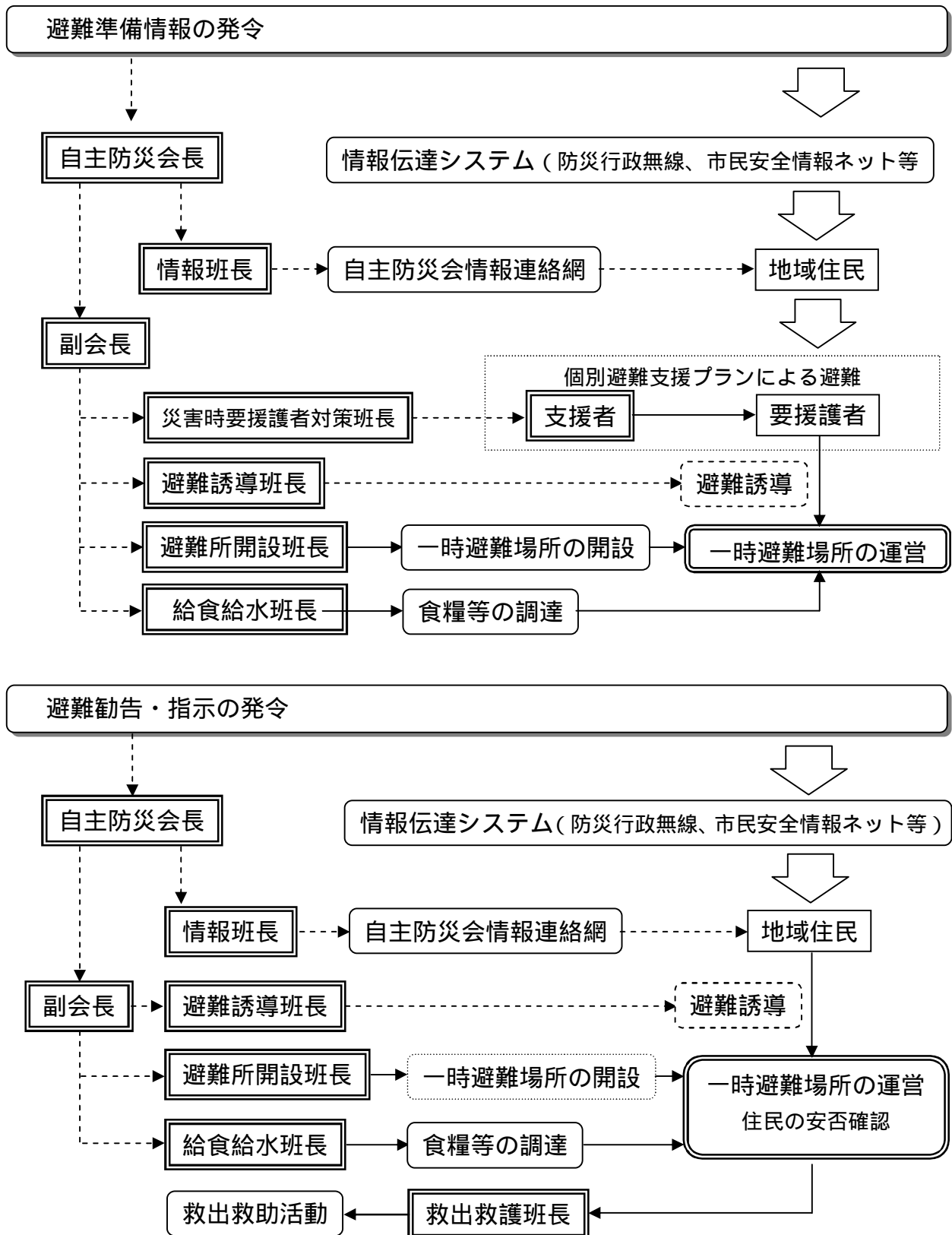
〔参考〕

〇〇自主防災会緊急連絡網



5 . 避難行動フロー

市より避難情報が発表された場合の行動方法を定める。



避難準備・高齢者等避難開始情報が発令されずに避難勧告・指示が発令された場合、又は自主避難の場合は、 の同時フローで避難を実施する。